

令和2年5月27日
高 齢 福 祉 部
高 齢 福 祉 課

世田谷区特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業について

1. 主旨

介護人材の確保定着支援として、令和2年度より、世田谷区特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業（以下、「区事業」という。）の開始に向け準備していた。その後、東京都より東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業（以下、「都事業」という。）の拡充（裏面「【参考】都事業の内容」参照）が示されたことを受け、区事業の効果的な実施に向けた検討を進めてきたが、この度、当初の事業内容を一部変更し実施することとしたので報告する。

2. 事業内容（予算額：19,680千円）

都事業の拡充に合わせ、都事業の対象とならない医療職等、特別養護老人ホームに配置すべき従業者を対象を拡げる等の変更を行う。

	変更前	変更後
対象事業所	区内特別養護老人ホーム（地域密着型含む。区立施設は除く。）	
対象入居者	令和2年度に新たに直接雇用された介護職員（常勤職員）	直接雇用されている介護職員、看護職員、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、医師（常勤職員）※1
補助対象経費	対象法人が支出した宿舎借り上げに係る経費。なお、本人から負担金を徴収する場合は、当該金額を差し引く。	
補助要件	原則として1事業所4戸を上限とし、4年間までとする。	
補助基準額	宿舎1戸あたり月82,000円	
補助率	1/2	7/8
助成規模	40戸分とし、予算の範囲内で補助する。	22戸分とし、予算の範囲内で補助する。※2

※1 都事業の活用を前提とする。

※2 都事業の利用状況を踏まえつつ、事前協議の状況によっては補正予算対応も検討する。

3. スケジュール

令和2年	6月	事前協議方式による受付開始
	10月	交付申請受付
	12月	交付決定
令和3年	2～3月	実績報告書提出、助成金支払

【参考】都事業の内容（令和2年度）

東京都は、従前平成28年度より5年間（令和2年度まで）としていた募集期間の拡充や、補助戸数も上限4戸より大幅に拡充した。

- (1) 対象事業所 区と福祉避難所（高齢者）の協定を締結した特養ホーム等
※1（区立施設及び地域密着型サービス事業所等は除く）
- (2) 対象入居者 災害対策上の業務に従事する介護職員、生活相談員、サービス提供責任者
- (3) 補助対象経費 対象法人が支出した宿舍借り上げに係る経費
- (4) 補助要件 1 福祉避難所につき事業所の利用定員数に応じて、4戸から20戸までを上限とし、4年間を上限とする。

定員数	～40	41～50	…	91～100	101～110	…	191～
上限戸数	4	5	…	10	11	…	20

- (5) 補助基準額 宿舍1戸あたり月82,000円
- (6) 補助率 7/8（1/8は法人が負担）
- (7) 募集期間 令和2年度より新たな募集を開始し、令和5年度まで募集する。
- (8) 区内施設の利用状況 令和元年度までに、対象38施設中22施設（77戸分）が利用した。※2
- (9) その他 これまで利用していた事業所も含め、令和2年度から新規申し込みが可能である。

※1 区内特養ホームは全施設が福祉避難所協定を締結している。

※2 区内特養ホームは21施設中13施設（48戸分）